

## 介護老人保健施設ぬるみず入所施設サービス運営規程

### 第1章 施設の目的及び運営方針

#### (運営規程設置の目的)

第1条 医療法人仁厚会が開設する介護老人保健施設ぬるみず（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

#### (施設の設置目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供する。

#### (運営方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護、介護、機能訓練、その他日常的に必要とされる生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。

7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条

の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ぬるみず
- (2) 開設年月日 平成10年12月7日
- (3) 所在地 神奈川県厚木市温水1845番地1
- (4) 電話番号 046-248-2871 FAX 番号046-270-7110
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452980027号)

## 第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(従業者の職種・員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 管理者(兼医師)            | 1.0名以上  |
| (2) 看護職                 | 10.5名以上 |
| (3) 介護職                 | 29.0名以上 |
| (4) 支援相談員               | 2.0名以上  |
| (5) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士 | 3.3名以上  |
| (6) 事務長                 | 1.0名以上  |
| (7) 事務職員                | 2.5名以上  |
| (8) 薬剤師                 | 0.4名以上  |
| (9) 管理栄養士又は栄養士          | 1.0名以上  |
| (10) 調理員                | (委託)    |
| (11) 介護支援専門員            | 1.0名以上  |
| (12) その他                | 若干名     |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づき日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示を受け入所者等に対する機能訓練業務を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事に関する相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、要介護者及び要支援者またはその家族からの相談に応じ、それぞれの心身の状況に応じたサービスが出来るようにケアプランを作成し、市町村及び他の施設との連絡調整にあたる。
- (10) 事務職員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
- (11) その他、業務の都合により必要な人員を置く場合がある。

### 第3章 入所者等の定員

(定員)

第7条 当施設の入所者等の定員は、入所100名（うち認知症専門棟40名）とする。

(定員の厳守)

第8条 当施設は、地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

### 第4章 サービスの内容

(入退所)

第9条 当施設は、入所者の身体の状態及び病状に照らし、施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者を入所させるものとする。

2 施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒まないものとする。

3 当施設は、入所申込者の入所に対しては、その者の病歴・家族状況等の把握に努めるものとする。

4 当施設は、入所申込者の病状が重いため施設への入所が不適切であると認められる場合には、適切な病院または診療所を紹介するものとする。

5 当施設は、入所者の身体の状態及び病状に照らし、定期的に入所の継続の可否を判定するものとする。

6 当施設は、入所者の退所に際しては、本人及びその家族に対して適切な指導を行

うとともに、退所後の担当医師に対する情報の提供、かつ他の施設及びサービスとの連携に留意するものとする。

7 当施設は、入退所の検討に当たっては入退所検討委員会において協議するものとする。

8 次の場合には退所の手続きを行うものとする。

(1) 施設側が退所が可能であると判断したとき。

(2) 入所者から退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適切であると施設が認めたとき。

(3) 入所者が無断で退所し、復帰の見込みがたたないとき。

(4) 入所者に病気治療の必要が生じたとき。

(5) 入所者が死亡したとき。

9 管理者は、入所者が定められた規則等に従わず、かつ禁止行為を行うなど共同生活の秩序を乱すような場合には、適切な指導を行い、なおもそれに従わなかったときは、入退所検討委員会の協議を経て、さらに保証人の承諾を得て退所させることができる。

#### (入退所検討委員会の設置)

第10条 当施設は、入退所について検討をするため入退所検討委員会を置く。

2 入退所検討委員会は、管理者 医師、支援相談員、介護支援専門員、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれか、管理栄養士又は栄養士及び事務長で構成する。

3 入退所検討基準は別に定める。

#### (受給資格者の確認)

第11条 当施設は、施設サービスを受けることを求められた場合には、介護保険被保険証によって受給資格を確認しなければならない。

#### (施設サービスの記録)

第12条 当施設は、入所者に対して行った施設サービスについて、介護保険被保険者証に必要な記録または記載をしなければならない。

#### (文書の交付)

第13条 当施設は、施設サービス入所者等が他医療機関の受診等に必要と認められる場合に当介護老人保健施設の入所者である旨の文書を交付しなければならない。

(通知)

第14条 当施設は、介護老人保健施設サービスを受けている入所者等が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨をその入所者等の居住地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む）に通知するものとする。

- (1) 退所が可能と認められたとき。
- (2) 喧嘩・泥酔又は著しい不行跡により疾病にかかり、又は負傷したと認められたとき。
- (3) 正当な理由なく、施設サービス上の指示にしたがわなかったとき。
- (4) 偽り又は不正の行為によって施設サービスを受け又は受けようとしたとき

(施設サービスの基本方針)

第15条 施設サービスは、老人等の特性を踏まえ、入所者の心身の科学的かつ客観的な評価に基づき療養等の目標を設定し、漫然かつ画一的なものにならないように配慮するものとする。

- 2 施設サービスは、居宅における生活への復帰をめざし、入所者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活の世話、栄養管理、口腔衛生の管理とする。

(診療の方針)

第16条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療が必要であると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基にし療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
- (3) 診療にあたっては、常に医学的立場を堅持しながら、入所者等の心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的效果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
- (4) 常に入所者当の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対して適切な指導を行う。
- (5) 検査、投薬、注射、処置等は入所者等の病状に照らし妥当適切に行う。
- (6) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほかは行わないものとする。
- (7) 厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者等に使用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の処置等)

第17条 当施設の医師は、入所者等の病状から見て、当施設において必要な医療の提供が困難と認められる場合は、協力病院その他適当な医療機関への収容の処置を講じ、又は他の医師の対診を求めるなど適切な措置を講じなければならない。

2 当施設の医師は、不必要に入所者等のために他の医師の往診を求め、又は入所者等を病院もしくは診療所に通院させてはならない。

3 当施設の医師は、入所者等のために往診を求め、又は入所者等の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 当施設の医師は、入所者等が往診を受けた医師又は入所者等が通院した病院若しくは診療所からその入所者等の診療上必要な情報提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第18条 当施設は、入所者等の病状、心身の諸機能の維持・改善を図るため、計画的に機能訓練を行う。

(看護及び介護)

第19条 入所者の看護及び介護は、入所者等の病状、心身の状態などに応じ適切に行うとともに 日常生活の充実に資するように行うものとする。

2 看護及び介護業務は、勤務時間割表に沿って適切に行うものとする。

(食事・入浴等)

第20条 入所者等の食事は、栄養並びに入所者等の身体の状態・病状等を考慮したものを、適切な時間に提供するものとする。

2 入所者等の食事は、できるだけ食堂で行うように努めるものとする。

3 当施設は、1週間に2回以上入所者等を入浴させ、又は清拭するものとする。

4 おむつを使用しなければならない入所者等のおむつを適切に取り替えるものとする。

5 入所者等のためのレクリエーション行事を適宜行うものとする。

(身体の拘束等)

第21条 当施設は、原則として入所者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化のための指針を作成し職員に周知する。

- 3 当施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催し、その結果について職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 4 職員を対象に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

#### (虐待の防止)

第22条 当施設は、入所者の人権の擁護を図り、虐待の発生を防止するために次の対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針を作成し職員に周知する。
  - (2) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
  - (3) 虐待を防止するために職員向けの定期的な研修を行う。
- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

#### (褥瘡対策)

第23条 当施設は、入所者の褥瘡の防止に努め、適切な医療的処置を講ずるために次の対策を講じる。

- (1) 褥瘡対策指針を作成し職員に周知する。
  - (2) 褥瘡防止の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 2 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

#### (衛生管理・感染防止)

第24条 入所者等の利用する食器その他の設備又は飲用に供する水について 衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

- 2 入所者等の療養生活にあてられる場所は、快適な療養生活が送れるよう、定期的な清掃及び消毒を行うものとする。
- 3 施設内における感染症及び食中毒の発生を予防しまん延を防止するために次の措置を講ずる。
  - (1) 感染症予防及びまん延防止のための指針を作成し周知徹底する。
  - (2) 感染症及び食中毒を予防しまん延を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知する。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
  - (3) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修を行うとともに発生時の対応

についての訓練を行う。

(4) 感染症及び食中毒が発生した場合、もしくは発生が疑われる場合は、国が定める手順に沿った対応を行う。

(5) 管理栄養士、栄養士及び受託事業者を含む調理担当職員は、法令の定めるところにより毎月1回検便を行う。

4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第25条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、療養上の事故を防止するための体制を整備する。

2 事故の発生を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知するとともに研修を行う。なお、この委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し速やかに必要な措置を行う。併せて、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な場合は関係機関に報告をする。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

(利用料)

第26条 当施設は、介護保険法及びその関係法令に掲げる費用及び日常生活に要する費用の範囲内で入所者等から利用料を受けるものとする。

2 当施設は、入所者等の入所の開始に際し、利用料について具体的に明示しなければならない。

3 利用料及びその内訳は、別紙1・別紙2の「入所サービスご利用料金表」のとおりとする。

(掲示)

第27条 入所者及びご家族が見やすい場所に、入所者が守るべき規律・職員の勤務体制・協力病院・利用料の明細等を掲示、周知するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第28条 当施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事とする。また、施設は栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任していただくものとする。

(2) 面会は、原則として午前10時から午後5時までとする。ただし、感染症の恐



れがある場合などは面会を制限する。

- (3) 消灯時間は、午後9時とする。
- (4) 外出・外泊は、施設長の許可を要する。
- (5) 飲酒・喫煙は、施設内及び施設の敷地内では禁止とする。
- (6) 施設の設備・備品等を故意または過失で損傷した場合は、実費弁償していただく。
- (7) 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限にさせていただく。
- (8) 金銭・貴重品の管理は自己責任でお願いする。
- (9) 外泊時等の施設外での受診は、介護保険上または医学的管理上の見地から、事前に十分相談して頂く。また急を要する場合であっても、電話等で連絡調整の上受診していただくこと。
- (10) 宗教活動は禁止とする。
- (11) ペットの持ち込みは禁止とする。
- (12) 入所者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
- (13) 他入所者への迷惑行為は禁止する。

#### (苦情対応窓口)

第29条 当施設に苦情・相談窓口を設置し、迅速な対応と早急な解決を図る。

- 2 利用についての要望及び苦情等については、支援相談担当者が窓口となって受けるが、次項に記載する市町村・公共団体の窓口への相談もできる。
- 3 各種相談や苦情を受けるため、施設内に所定の場所に「ご意見箱」を設置する。

|         |                        |                                                                                 |
|---------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の窓口  | 介護老人保健施設<br>ぬるみず 支援相談員 | 電話 046-248-2871 FAX 046-270-7110<br>月曜日～金曜日 (8:30～17:30)                        |
| 市町村の窓口  | 厚木市介護福祉課               | 所在地 厚木市中町 3-17-17<br>電話 046-225-2240 FAX 046-224-4599                           |
| 公共団体の窓口 | 神奈川県国民健康保険団体連<br>合会    | 所在地 横浜市西区楠木町 27-1<br>電話 045-329-3447<br>(苦情専用) 0570-022-110<br>FAX 045-329-3404 |

## 第5章 業務継続計画及び非常災害対策

### (業務継続計画の策定)

第30条 当施設は、感染症や非常災害が発生した際に、早期に業務を再開し、入所サービスを継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

- 2 当施設は、策定した業務継続計画を職員に周知するとともに、業務継続計画に沿

った業務訓練及び研修を行う。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

#### (非常災害対策)

第31条 施設管理者は、火災及び風水害、地震等の災害に対処するために防火防災対策を作成する。

- 2 施設管理者は、消防法に基づく研修を受講した職員のうちから防火管理者を選任し、法に基づく消防設備の管理、職員の研修・訓練を行う。
- 3 防火管理者は、消防法に基づく消火・通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する
- 4 防火管理者は、入所者を含めた総合避難訓練を年1回以上行う。
- 5 第3項及び第4項に定める訓練を行う際は、地域住民の参加が得られるように努める。
- 6 非常災害に備えて必要な食料や設備、備品を計画的に備蓄する。

#### 第6章 その他施設の管理に関する事項

##### (勤務体制の確保)

第32条 当施設は、入所者等に対し適切な施設療養その他のサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

##### (職員の職務上の義務)

第33条 入所者等の処遇に携わる全ての職員は、定期的に行われる会議に参加し、入所者の身体的状況等について共通認識を持つとともに、ケアの目標、計画について理解を深めて業務を行うことにより、入所者の処遇の向上に努めるものとする。

- 2 職員は、入所者等の処遇向上のための研修等に積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持向上させるように努めるものとする
- 3 当施設は、介護業務にはじめて従事する職員には、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることとする。ただし、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員及び護保険法第8条第2項に定める資格を持つものは除く

第34条 全ての職員は、入所者等が家庭復帰した後、在宅医療がスムーズに行えるようアフターケアに努めるものとする。また、家族からの医療・介護の相談等に応じるよう努めるものとする。

##### (守秘義務及び個人情報の保護)

第35条 当施設の職員は、当施設職員である期間及び退職等により施設職員でなくなっ

た後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者またはその家族の個人情報漏らしてはならない。

2 前号の規程に抵触した場合は、法令及び就業規則の定めにより対応をする。

(ハラスメント対策)

第36条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じる。

(協力病院)

第37条 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、次の協力医療機関、協力歯科医療機関及び他の専門的機関での診察を依頼する。

協力病院(協力歯科医療機関)

所在 厚木市中町3丁目8番11号

名称 医療法人仁厚会 仁厚会病院

(記録の管理)

第38条 当施設は施設及び構造設備・職員・会計・入退所の判定・施設利用その他のサービスの提供に関する諸記録を法令に基づき整備保管する。

(その他運営に関する重要事項)

第39条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

2 入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人仁厚会の役員会において定めるものとする

付 則 この規程は、平成１２年４月１日より施行する。

- ２．平成 14 年 ７月 1 日より一部改定施行する。
- ３．平成 16 年 ６月 1 日より一部改定施行する。
- ４．平成 17 年 ５月 1 日より一部改定施行する。
- ５．平成 17 年 10 月 1 日より一部改定施行する。
- ６．平成 19 年 ４月 1 日より一部改定施行する。
- ７．平成 20 年 12 月 10 日より一部改正施行する。
- ８．平成 26 年 ４月 1 日より一部改正施行する。
- ９．令和 1 年 12 月 1 日より一部改正施行する。
- 10．令和 4 年 2 月 1 日より一部改正施行する。
- 11．令和 5 年 ４月 1 日より一部改正施行する。